平成２８年（フ）第１０１号
香川県丸亀市田村町1663番地　大平土木アパート
債務者　竹本　幸江（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第５２９号
仙台市青葉区中江１丁目10番10―403号
債務者　西條　志保
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６０４号
宮城県名取市手倉田字八幡67番地の１　やませコーポ102号
債務者　椎葉　智大
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６０９号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目11番地　市営住宅５Ａ10棟22
債務者　佐藤三津子こと　佐藤つや子
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１２０号
秋田県潟上市昭和乱橋字家の下70番地、前住所秋田市下新城中野字街道端西343番地
債務者　髙橋　輝彦
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６２号
秋田市東通３丁目６番33号　ピアネス広面105号
債務者　小林　一成
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９４２号
千葉市中央区塩田町313番地　キャロットハウス205号
債務者　髙根　修一
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９５７号
千葉県八千代市八千代台東３丁目３番８号　ベルハイム102号
債務者　川口　哲夫
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９６８号
千葉県市川市東大和田２丁目２番３号（ハイツナルシス203号）
債務者　関谷　大地
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９９８号
千葉県八千代市勝田台７丁目10番地８　勝田台石橋ハイツ101
債務者　菅生　伸之
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０００号
千葉県市川市宝２丁目９番12号　（パームハイツ208号）
債務者　大橋　文人
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１００３号
千葉県船橋市宮本３丁目１番９号　旭ハイツ201号
債務者　辻山　敦志
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０１３号
千葉県船橋市神保町40番地１
債務者　大沼　信夫
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０１６号
千葉県市原市馬立1684番地の13
債務者　堀井　里実
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０２０号
千葉県市川市下新宿12番13号（エスポワールミズノ205号）
債務者　藤田　義之
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０２９号
千葉県船橋市八木が谷２丁目15番13号
債務者　髙畠　英人
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２６１号
新潟市中央区関屋1422番地13
債務者　室橋　好子（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３０８号
新潟市南区東笠巻3672―２、住民票上の住所新潟市南区大通１丁目５番４号　コーポ横川２
債務者　青木沙緒里
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
新潟地方裁判所民事部